

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
監 査 委 員	大 西 正 人
監 査 委 員	岩 本 優 祐
監 査 委 員	山 口 勤

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

平成 29 年 3 月 17 日付け環総第 1004 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 29 年 3 月 17 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 28 年 7 月 1 日付け枚監査第 90 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《環境部 環境総務課》

○ごみ処理手数料の証紙に関する事務について

証紙売りさばき人の廃業に伴う証紙の返還及び証紙代金の還付について、枚方市証紙条例施行規則に基づく売りさばき手数料の返納手続は行われていなかった。平成 26 年度に返還された証紙は一部を再利用していたが、平成 27 年度に返還された証紙は既に焼却処分されており、その経緯を確認できる書類も存在しなかった。

また、証紙販売においては、現金出納簿と納入通知書や金庫内現金との相違があるにもかかわらず、確認印及び承認印が押されていた。収納金の金融機関への払込みについても枚方市会計規則に基づく取扱いはされていなかった。

さらに、枚方市物品管理規則には、販売を目的とする物品の売払いの状況について、物品出納員へ毎月報告しなければならないと規定されているが、4 月分から 10 月分の報告を 12 月まで遅延するなど、同規則に基づく適切な報告は行われていなかった。

今後は、公金及び証紙の取扱いについて、組織的なチェック機能を強化・厳格化し、関係条例及び規則等に基づき適正に事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

証紙の返還及び証紙代金の還付については、枚方市証紙条例施行規則に基づき、売りさばき手数料の返納手続を行うこととした。返還された証紙については、金庫室に保管し、枚方市文書取扱規程に基づき、「枚方

市証紙（ごみ処理手数料用）還付（交換）請求書綴」として取り扱うように改善するとともに、再利用可能な状態であれば再利用を図っていくこととした。

証紙販売における現金出納簿と納入通知書や金庫内現金との確認については、現金出納簿の様式を変更し、納入通知書や金庫内現金との相違を確認しやすいように改善した。収納金の金融機関への払込みについては、枚方市会計規則に基づく取扱いを行うこととした。

販売を目的とする物品の売払いの状況報告については、枚方市物品管理規則に基づき、物品出納員へ毎月、締切日の10日までに報告するよう改善した。

公金及び証紙の取扱いに関する新たなマニュアルを整備し、組織的なチェック機能を強化することで、今後も、関係条例及び規則等に基づき、公金及び証紙の取扱いに関する事務を適正に執行していく。